

平成24年4月5日

国際エネルギースタープログラム登録事業者 各位

(写し 一般社団法人 電子情報技術産業協会)

(写し 社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会)

(写し 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会)

### 日本における国際エネルギースタープログラムの運用について

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー対策課

標記の件に関して、平成23年7月29日付けで、別添のとおりご連絡いたしました。平成24年3月に米国環境保護庁（EPA）との交渉の結果、日本国内では自己認証制度を継続することに決定しましたので、お知らせします。日本国内向けの製品に関する申請は、引き続き資源エネルギー庁で受け付けます。

なお、今回の変更に伴い、以下の3点に注意して下さい。

1. 自己認証制度を継続する国と第三者認証制度へ移行した国との間での相互認証は廃止されました。第三者認証制度へ移行した米国・カナダ向け製品については、日本で登録できませんので、直接、EPAに登録して下さい。
2. また、相互認証の廃止に伴い、従来、米国との相互承認に基づき、資源エネルギー庁に事業者登録をせずに日本国内でエネルギースターロゴ添付製品を販売していた事業者におかれましては、資源エネルギー庁に事業者登録をして下さい。
3. 資源エネルギー庁が運営する国際エネルギースタープログラムホームページのデータベース上に、第三者認証制度導入国向けの製品の掲載を希望する場合には、当該国のエネルギースタープログラム実施機関が認定したことを証明する書類（データを含む）を添付の上、製品届出書を提出して下さい。

ご質問等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

国際エネルギースタープログラム担当

TEL : 03-3501-9726

MAIL : [shouene-pub@meti.go.jp](mailto:shouene-pub@meti.go.jp)

一般財団法人 省エネルギーセンター

国際エネルギースタープログラム事務局

TEL : 03-5543-3017

MAIL : [energystar@eccj.or.jp](mailto:energystar@eccj.or.jp)